

第 47 号 議 案

和解及び損害賠償の額の決定について

当事者 甲 熊本県熊本市 個人

当事者 乙 東京都千代田区 法人

当事者 丙 長崎県

甲が、令和 2 年 5 月 24 日 20 時頃、主要地方道佐世保日野松浦線（佐世保市中里町 142 番地 10 地先）において、路面と排水柵との段差により車両及び人身に損傷を受けた（以下「本件事案」という。）。また、乙は人身傷害保険契約により甲に治療費等を支払い、丙に対する損害賠償請求権を代位取得した。

甲が、危険性を有するコンクリート側溝枠の補修を行わなかったのは、丙の道路管理上の瑕疵があるので、丙は、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づく損害賠償責任があるとして、令和 4 年 7 月 22 日、丙を被告として熊本簡易裁判所に損害賠償を求めて提訴した事件について、移送された熊本地方裁判所から和解案が示されたので、次の条項により和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

第 1 条 当事者甲、丙双方は、本件事案に関し、甲の過失割合が 2 割であることを確認する。

第 2 条 丙は、甲に対し、本件解決金として、金 470,000 円の支払義務があることを認める。（全額道路賠償責任保険適用）

第 3 条 丙の乙に対する本件事案に係る賠償額は、金 708,171 円とする。（全額道路賠償責任保険適用）

第 4 条 丙は、甲及び乙に対し、第 2 条及び第 3 条の金員を、令和 6 年 4 月 22 日限り、甲及び乙が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、丙の負担とする。

第 5 条 甲は、その余の請求を放棄する。

第 6 条 甲、乙及び丙は、甲と丙及び乙と丙との間には、本件事案に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第 7 条 訴訟費用は、甲、丙各自の負担とする。

令和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。